

神奈川県高等学校軽音楽連盟規約

第1章 名称及び事務局

第1条 本連盟は神奈川県高等学校軽音楽連盟と称する。

第2条 本連盟の事務局は会長・委員長・事務局長いずれかの在任校に置く。

第2章 目的

第3条 本連盟は県内高等学校における軽音楽関係部活動の相互交流の促進と、健全なる部活動の発達を図ることを目的とする。

第3章 事業

第4条 本連盟は前条の目的を達成するために、以下のような事業の立案・実施をめざす。

1. 講習会・研修会等の実施
2. 県レベルのコンクール・発表会の実施
3. 他県の関係団体との連絡と提携
4. 神奈川県高等学校文化連盟の主催する行事への参加
5. その他本連盟の目的達成に必要な事項

第4章 組織

第5条 本連盟は神奈川県所在の高等学校（以下加盟校と称する）をもって組織する。

第5章 役員

第6条 本連盟に次の役員を置く。

会長	1名	委員	数名
委員長	1名	会計	1名
副委員長	若干名	監事	若干名
事務局長	1名	顧問	必要に応じて
常任委員	数名		

第7条 会長は顧問総会において推挙する。

会長は本連盟を代表する。

第8条 常任委員・委員は顧問総会で加盟校の部顧問より選出する。

第9条 委員長・副委員長・事務局長は役員会において選出する。
委員長は本連盟を代表し会務を統轄する。
副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは会務を代行する。
事務局長は委員長を補佐し、会務を処理する。

第10条 会計は委員より選出し、本連盟の会計を処理する。

第11条 監事は加盟校の部顧問より選出し、事業並びに会計を監査する。

第12条 顧問は役員会の推薦により会長が委属する。顧問は本会の運営に関与し、会長の諮問に応じる。

第13条 役員任期は1年間とする。但し再任を妨げない。補充された役員任期は前任者の残存期間とする。

第6章 会 議

第14条 本連盟に次の会議を置く。

1. 顧問総会
2. 役員会
3. 常任委員会

第15条 顧問総会は年1回の定期総会とその他臨時総会として、会長はこれを招集する。
定期総会は次の事項について審議決定する。

1. 予算及び決算
2. 事業計画
3. 役員選出
4. 本連盟及び本連盟が主催する行事等の運営の基本方針
5. 連盟規約に関する事項
6. その他重要事項

第16条 役員会・常任委員会は必要に応じて委員長が召集し、顧問総会により委託された事項を審議し実施する。

第17条 各会議は加盟校の2分の1以上の出席をもって成立する（委任状は出席とみなす）。議案は実出席者の過半数の賛否によって決定する。

第7章 会 計

第18条 本連盟の収支は次のように定める。

(1) 収入

1. 加盟校の納入する年間登録費
2. 本連盟主催行事への参加料
3. その他

(2) 支出

1. 本連盟運営費
2. 本連盟主催行事への補助
3. その他

第 19 条 本連盟の予算及び決算は常任委員会・役員会・顧問総会の承認を必要とする。

第 20 条 本連盟の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

第 21 条 予算の執行に関する手続きは別に定める

第 8 章 補 則

第 22 条 本規約の改正には顧問総会の議決を必要とする。

第 23 条 本連盟の運営に必要な細則は役員会が別に定める。

第 24 条 (1) 本規約は平成 13 年 1 月 27 日より施行する。
(2) 平成 14 年 5 月 22 日一部改訂。
(3) 平成 22 年 5 月 19 日一部改訂。